

公表監第3号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査（環境局）出資団体監査（公益財団法人 西宮スポーツセンター）財政援助団体監査（特定非営利活動法人 くぬぎ（ひまわりファクトリー））指定管理者監査（特定非営利活動法人 こども環境活動支援協会）及び随時監査（総務局税務部納税課）の結果報告に対して、西宮市長等から措置を講じた旨の通知がありましたので、同法同条第12項の規定により公表します。

平成25年6月24日

西宮市監査委員 亀井 健  
同 鈴木 雅一  
同 上田 さち子  
同 町田 博喜

付記

措置を講じた部局又は団体 監査結果報告日 監査結果公表日 措置通知受理日

環境局 平成24年11月26日 平成24年11月27日 平成25年5月28日

公益財団法人

西宮スポーツセンター 平成24年11月26日 平成24年11月27日 平成25年4月16日

特定非営利活動法人くぬぎ

（ひまわりファクトリー）平成24年11月26日 平成24年11月27日 平成25年3月29日

特定非営利活動法人

こども環境活動支援協会 平成24年11月26日 平成24年11月27日 平成25年3月29日

総務局税務部納税課 平成24年12月5日 平成24年12月6日 平成25年3月28日

措置の内容 別紙のとおり



西障福発 第1208号  
平成25年3月29日

西宮市監査委員 亀井 健 様  
同 鈴木 雅一 様  
同 西田 いさお 様  
同 花岡 ゆたか 様

西宮市長 河野 昌 弘



監査結果報告に係る措置の状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

- |            |                    |
|------------|--------------------|
| 1 措置を講じた部局 | 健康福祉局              |
| 2 監査結果報告名  | 財政援助団体監査結果報告       |
| 3 監査結果提出日  | 平成24年11月26日報告監第15号 |
| 4 措置状況     | 別紙のとおり             |

特定非営利活動法人 くぬぎ（ひまわりファクトリー）

財政援助団体監査報告書に記載の指摘及び改善要望事項  
（平成 24 年 11 月 26 日付報告監第 15 号）

監査の対象

団 体：特定非営利活動法人くぬぎが設置する地域活動支援センターひまわりファクトリー（以下「NPO法人くぬぎ（ひまわりファクトリー）」という。）

補助金：西宮市地域活動支援センター事業運営補助金

要 綱：西宮市地域活動支援センター事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）  
西宮市地域活動支援センター運営費等補助事業要綱（以下「補助要綱」という。）

（指摘及び改善要望）

監査報告書 15-8 頁

5 事務処理等の状況

（1）NPO法人くぬぎ（ひまわりファクトリー）

総勘定元帳、預金通帳、領収書、補助金関係書類等を調査したところ、次のような状況が見受けられました。今後とも、適正な処理を行ってください。

総勘定元帳に、日付の記載誤りがありました。

ひまわりファクトリーの運営規程に、変更手続きの遅れがありました。

（講じた措置）

日付の誤りについては、複数の職員によるチェック体制を行うよう改めます。  
運営規程の変更手続きは、11月の理事会にて変更の審議を行い改めました。

（指摘及び改善要望）

監査報告書 15-8 頁

5 事務処理等の状況

（2）所管部局

補助金関係書類等を調査したところ、次のような状況が見受けられました。  
今後とも、適正な処理を行ってください。

実施要綱及び補助要綱に、記載誤りがありました。

補助事業等実績報告書及び添付書類等の様式に、記載誤りがありました。

補助事業等実績報告は平成 23 年度の定期総会（24 年 6 月 2 日）前に行われており、定期総会で認定された事業報告書や収支計算書との照合が行われていません。

( 講じた措置 )

実施要綱及び補助要綱につきましては平成 25 年 4 月 1 日付で改正し、実績報告書等の様式の記載誤りにつきましても改善いたしました。また、平成 25 年度以降は法人の事業報告書や収支計算書の提出を求め、補助事業の実績報告書と照合を行ってまいります。

今後とも、補助金交付にあたっては適正な事務処理に努めてまいります。

( 指摘及び改善要望 )

監査報告書 15-8 頁

6 む す び

今回の財政援助団体監査においては、補助金に関する規定・補助金申請関係書類・収入支出関係書類の確認など、主に財務事務を中心に監査を実施しましたが、大きな事務処理の誤りなどは見受けられませんでした。

なお、事務局監査の中で軽微なミスが一部に見られましたが、これらは、複数の人による定期的な確認作業を行うこと等により防止することが可能と思われます。また、「特定非営利活動促進法」(NPO法)の改正により、平成 24 年 4 月 1 日から NPO 法人が作成する会計報告書の一部が変更され、NPO 法人の会計ルールである「NPO 法人会計基準」についても財務諸表が統一されるなど、第三者が見ても分かりやすい資料の作成が求められています。

NPO 法人くぬぎ(ひまわりファクトリー)は、地域活動支援センターとして、憩いの場、生活支援、地域交流、普及啓発などの事業を長期にわたり実施され、障害のある人の福祉の充実に寄与されています。今後とも、市民など第三者に対し十分な説明責任を果たしつつ、障害のある人の福祉をはじめ社会福祉の充実に努めてください。

( 講じた措置 )

< 西宮市 >

補助金交付にかかる事務処理につきましては複数の職員によるチェックを徹底してミスの防止に努めるなど、今後とも「補助金等の取扱いに関する規則」や補助要綱に基づき適正な事務処理に努めてまいります。

< NPO 法人くぬぎ(ひまわりファクトリー) >

事務処理につきましては、ご指摘の通り、複数による確認を行うとともに、「特定非営利活動促進法」の改正により会計報告書の一部が変更になった事や「NPO 法人会計基準」に沿った資料作成が出来るよう会計士による指導も仰ぐなど、今後とも、第三者に対し十分な説明責任を果たしつつ、障害のある人の福祉をはじめ社会福祉の充実に努めてまいります。